

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

府中市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
府中市農業再生協議会	4,102,000	4,102,000	4,090,500

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用法

配分枠

4,102,000

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)						
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物				その他								
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物									
1	重点推進作物助成①	1	11,700															1,150						1,150	1,345,500	
2	重点推進作物助成②	1	9,000																200						200	180,000
3	地域振興作物助成	1	8,100																850	50					900	729,000
4	産直市出荷助成	1	4,050																680	15	5				700	283,500
5	園芸作物助成	1	7,650																500						500	382,500
6	耕畜連携助成	3	11,700					200	800																1,000	1,170,000
合計(基幹)※4			実面積					200	800									2,105	65	5				3,175	4,090,500	
合計(二毛作)※4			実面積																							

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「○○○(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「○○○(耕畜連携)」と記入してください。
 ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
 なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「○○○(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあつては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
 また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

- ① 整理番号1, 2, 3, 4, 5, 6の個票の上限単価になるまで一律に交付単価を調整する。
- ② 上限単価で充当してもなお残額がある場合は、整理番号2→1→5→3→6→4の順にそれぞれ上限単価×1.2の範囲内で一律に交付単価を調整する。

5. 所要額が配分額を超過した場合の調整方法

- ① 整理番号4を単価調整係数0.5を下限として減額する。
- ② なお不足する場合は整理番号6→3→5→1→2の順に単価調整係数0.8を下限として減額する。
- ③ それでも不足する場合はすべての使途で一律に減額する。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	府中市農業再生協議会		整理番号	1		
用途名	重点推進作物助成①					
対象作物	アスパラガス、ほうれんそう、キャベツ、はくさい、ひろしまな(基幹作物)					
単 価	11,700円/10a(上限:13,000円/10a)					
課 題	<p>地域内の農業経営は小規模で兼業が多数で、稲作への依存が高く、高収益作物への転換が進んでいない。主食米の需要が減る中、他作物(特に高収益作物)への転換を図っているが、地元近郊市場や地元加工業者から需要が高いアスパラガスやひろしまな、葉物野菜について、生産量が不足している。このため、これらを水田収益力強化ビジョンに重点推進作物として位置付けて規模拡大を図り、地元近郊市場、加工業者への需要に応えるとともに、地産地消を推進する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	1,450a	1,400a	1,500a	1,600a
		実績	1,264a			—
内 容	対象作物の作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を目的として、対象作物を生産する農業者又は集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成対象水田 ○助成対象作物 水田収益力強化ビジョンに重点推進作物として位置付けられた「アスパラガス」、「ほうれんそう」、「キャベツ」、「はくさい」、「ひろしまな」の5品目(基幹作物) ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・捨てづくりでないこと ・助成は、1ほ場1回の作付けに限る ・助成年度に水稻の作付けがないこと ・整理番号1の交付対象作物面積の合計が5a以上の対象者に限る 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を確認(確約)出来る書類等、集落営農の規約・名簿 ○助成対象水田 営農計画書、現地確認、協議会が整備する水田台帳 ○助成対象作物 出荷を確認(確約)出来る書類、営農計画書 ○その他要件 営農計画書、現地確認、作業日誌等 					
成果等の 確認方法	支払対象作物面積を水田台帳より集計					
備考	整理番号2と重複して支援可能 整理番号4と重複して支援可能(はくさい、ひろしまなに限る)					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	府中市農業再生協議会			整理番号	2	
用途名	重点推進作物助成②(拡大加算)					
対象作物	アスパラガス、ほうれんそう、キャベツ、はくさい、ひろしまな(基幹作物)					
単 価	9,000円/10a (上限:10,000円/10a)					
課 題	地域内の農業経営は小規模で兼業が多数で、稲作への依存が高く、高収益作物への転換が進んでいない。主食米の需要が減る中、他作物(特に高収益作物)への転換を図っているが、地元近郊市場や地元加工業者から需要が高いアスパラガスやひろしまな、葉物野菜について、生産量が不足している。このため、これらを水田収益力強化ビジョンに重点推進作物として位置付けて規模拡大を図り、地元近郊市場、加工業者への需要に応えるとともに、地産地消を推進する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	200a	225a	225a	225a
		実績	220a			—
内 容	対象作物の作付に対し、その拡大面積(前年作付面積に対し10a以上拡大した場合)に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を目的として、対象作物を生産する農業者又は集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成対象水田 ○助成対象作物 水田収益力強化ビジョンに重点推進作物として位置付けられた「アスパラガス」、「ほうれんそう」、「キャベツ」、「はくさい」、「ひろしまな」の5品目(基幹作物) ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・10a以上拡大した場合、拡大部分の面積に加算を行う(対象面積は10a単位) ・捨てづくりでないこと ・助成は、1ほ場1回の作付けに限る ・助成年度に水稻の作付けがないこと 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を確認(確約)出来る書類等、集落営農の規約・名簿 ○助成対象水田 営農計画書、現地確認、協議会が整備する水田台帳 ○助成対象作物 出荷を確認(確約)出来る書類、営農計画書 ○その他要件 営農計画書、現地確認、作業日誌等 					
成果等の 確認方法	支払対象作物面積を水田台帳より集計					
備考	整理番号1と重複して支援可能 整理番号4と重複して支援可能(はくさい、ひろしまなに限る)					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	府中市農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	地域振興作物助成					
対象作物	こまつな、いちご、かぼちゃ、こんにゃく、水耕ねぎ、水耕みつば、きゅうり、だいこん、にんじん、きく、りんどう、トルコキキョウ、たまねぎ、白ネギ(基幹作物)					
単 価	8,100円/10a (上限:9,000円/10a)					
課 題	<p>地域内の農業経営は小規模で兼業、高齢による経営が多く、稲作への依存が高い現状であり、他作物への転換が進んでいない。主食米の需要が減る中、他作物(特に高収益作物)への転換が必要である。道の駅産直市、地元近郊市場、地元加工業者や学校給食から需要の高い作物については、年間を通じた野菜、花きの安定的な供給が行われておらず、特に対象作物は需要が高く増産が求められている。このため、産直市、地元近郊市場や地元加工業者等に向け安定供給する野菜・花きへの転換を進めていく必要がある。</p> <p>たまねぎの作付が進んできたことから、需要に応じた量を確保するため助成対象とし、さらなる作付の拡大を推進する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	800a	950a	950a	950a
		実績	912a			—
内 容	市の地域振興作物を生産し、市内、県内市街地、県内加工業者へ出荷、販売する農業者又は集落営農の作付の取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 市内、県内小売店、県内加工業者、学校給食への出荷・販売を目的として、対象作物を生産する農業者又は集落営農</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成対象水田</p> <p>○助成対象作物 水田収益力強化ビジョンに位置付けられたこまつな、いちご、かぼちゃ、こんにゃく、水耕ねぎ、水耕みつば、きゅうり、だいこん、にんじん、きく、りんどう、トルコキキョウ、たまねぎ、白ねぎ(基幹作物)</p> <p>○その他要件 ・捨てづくりでないこと ・助成は、1ほ場1回の作付けに限る ・助成年度に水稲の作付けがないこと ・交付対象作物面積の合計が5a以上の対象者に限る(ただし、きく、りんどう、トルコキキョウについては交付対象作物面積の合計が3a以上とする) ・出荷先は市内又は県内小売店等及び県内加工業者であること 学校給食用としての納品は可能とする</p>					
取組の確認方法	<p>○助成対象者 出荷・販売を確認(確約)出来る書類等、集落営農の規約・名簿</p> <p>○助成対象水田 営農計画書、現地確認、協議会が整備する水田台帳</p> <p>○助成対象作物 出荷を確認(確約)出来る書類、営農計画書</p> <p>○その他要件 営農計画書、現地確認、作業日誌等、販売伝票、出荷を確認(確約)出来る書類等</p>					
成果等の確認方法	支払対象作物面積を水田台帳より集計					
備考	整理番号5と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	府中市農業再生協議会		整理番号	4		
用途名	産直市出荷助成(その他作物)					
対象作物	別紙に記載					
単 価	4,050円/10a (上限:4,500円/10a)					
課 題	地域内の農業経営は小規模で兼業、高齢による経営が多く、稲作への依存が高い現状であり、他作物への転換が進んでいない。主食米の需要が減る中、他作物(特に高収益作物)への転換が必要である。道の駅産直市、地元近郊市場や地元加工業者から需要の高い作物については、年間を通じた野菜、花きの安定的な供給が行われておらず、特に対象作物は需要が高く増産が求められている。また、対象品目の中には学校給食から高い需要があるものもある。このため、産直市、学校給食、地元近郊市場や地元加工業者等に向け安定供給する野菜・花きへの転換を進めていく必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	750a	800a	850a	900a
		実績	766a			—
内 容	産直市等への出荷・販売を目的に対象作物を栽培する者に対し、その作付面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 産直市等への出荷・販売を目的として、対象作物を生産する農業者又は集落営農 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成対象水田 ○助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・府中市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに位置付けられた重点推進作物・地域振興作物以外の「その他作物」に対し、その作付面積に応じて助成する。 ただし、重点推進作物であっても「はくさい」「ひろしまな」は助成対象とする。 ・広島県水田収益力強化ビジョンの重点品目は助成対象としない ・戦略作物・地力増進作物・景観形成作物は助成対象としない。 ○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・捨てづくりでないこと ・助成は、1ほ場1回の作付けに限る ・助成年度に水稻の作付けがないこと ・市内産直を含む小売店市及び市内の販売所、県東部近郊都市部(福山市、神石高原町、尾道市)の産直コーナーへ出荷することとする。 ・交付対象作物面積の合計が2a以上の対象者に限る 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を確認(確約)出来る書類等、集落営農の規約・名簿 ○助成対象水田 営農計画書、現地確認、協議会が整備する水田台帳 ○助成対象作物 出荷を確認(確約)出来る書類、営農計画書 ○その他要件 営農計画書、現地確認、作業日誌、出荷を確認(確約)出来る書類等 					
成果等の 確認方法	支払対象作物面積を水田台帳より集計					
備考	整理番号1、2と重複して支援可能(はくさい、ひろしまなに限る) 整理番号5と重複して支援可能(担い手に限る)					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

(別紙)

産直市出荷助成 (その他作物) 品目一覧

(下線は、重点推進作物助成でも対象となる作物です。)

い草	いちじく	ウコン	うめ
うり	うんしゅうみかん	エゴマ	おおば
おうとう	おくら	かき	かぶ
カリフラワー	かんしょ (食用品種)	キウイフルーツ	キクイモ
くり	ゴーヤ	こごみ	ごぼう
ゴマ	ささげ	さといも	しいたけ
しきみ	しきび	ししとうがらし	しそ
シメジ	しゅんぎく	しょうが	しろうり
スイートピー	すいか	スイセン	ズッキーニ
セルリ	たで	たら	ちよろぎ
チンゲンサイ	ツルムラサキ	とうがらし	トマト
にら	にんにく	<u>はくさい</u>	ハブソウ
はぼたん	パプリカ	バラ	ばれいしょ (食用, 種用)
パンジー	ひろしまな	びわ	ピーマン
フウセントウワタ	ふき	ぶどう	ブルーベリー
ブロッコリー	まくわうり	マコモタケ	みぶな
みつまた	みょうが	むかご	メロン
もも	モロヘイヤ	やまいも	ゆず
ライチ	らっきょう	りんご	レタス
れんこん	青さやいんげん	青さやえんどう	小豆
金時草	山椒	食用菊	西洋なし
茶	冬瓜	日本なし	未成熟そらまめ
未成熟とうもろこし	落花生		

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	府中市農業再生協議会		整理番号	5		
使途名	園芸作物助成(担い手)					
対象作物	こまつな、いちご、かぼちゃ、こんにゃく、水耕ねぎ、水耕みつば、きゅうり、だいこん、にんじん、きく、りんどう、トルコキキョウ、たまねぎ、白ねぎ(基幹作物)					
単 価	7,650円/10a(上限:8,500円/10a)					
課 題	<p>地域内の農業経営は小規模で兼業、高齢による経営が多く、稲作への依存が高い現状であり、他作物への転換が進んでいない。主食米の需要が減る中、他作物(特に高収益作物)への転換が必要である。道の駅産直市、地元近郊市場や地元加工業者から需要の高い作物については、年間を通じた野菜、花きの安定的な供給が行われておらず、特に対象作物は需要が高く増産が求められている。また、対象品目の中には学校給食から高い需要があるものもある。このため、産直市、学校給食、地元近郊市場や地元加工業者等に向け安定供給する野菜・花きへの転換を進めていく必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	240a	600a	650a	700a
		実績	545a			—
	助成対象作物の担い手作付割合	目標	14.0%	29.0%	32.0%	35.0%
実績		26.7%			—	
内 容	市の地域振興作物を生産し出荷、販売する担い手の作付けの取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 ・出荷・販売を目的として、対象作物を生産する担い手 ※担い手については、別紙1参照</p> <p>○助成作物 ・こまつな、いちご、かぼちゃ、こんにゃく、水耕ねぎ、水耕みつば、きゅうり、だいこん、にんじん、きく、りんどう、トルコキキョウ、たまねぎ、白ねぎ(基幹作物) ・永年性作物については地域農業再生協議会が設定する新植からの助成年限の範囲内であること</p> <p>○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>○その他要件 ・捨て作りではないこと ・助成は1ほ場1回の作付けに限る ・助成年度に主食用米の作付けがないこと ・交付対象作物面積の合計が5a以上の対象者に限る</p>					
取組の確認方法	<p>○助成対象者 出荷・販売を確認(確約)出来る書類等、集落営農の規約・名簿</p> <p>○助成対象水田 営農計画書、現地確認、協議会が整備する水田台帳</p> <p>○助成対象作物 出荷を確認(確約)出来る書類、営農計画書</p> <p>○その他要件 営農計画書、現地確認、作業日誌、出荷を確認(確約)出来る書類等</p>					
成果等の確認方法	支払対象作物面積を水田台帳より集計					
備考	整理番号3と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

(別紙1)

担い手について

区分	要件
① 集落法人(※1)	・原則、実施年度の6月30日までに、設立した集落法人であること。 ・ただし、実施年度の7月1日以降の設立であっても、事業実施年度の1月10日までに設立した集落法人であって、水田活用の直接支払交付金の申請者から事業継承を受けている場合を含む。
② 認定農業者(※2)	実施年度の1月10日現在で、市町の認定を受けていること。
③ 農業参入企業(※3)	・原則、実施年度の6月30日までに、市町農業参入企業推進方針に位置付けられた農業参入企業であること。 ・ただし、実施年度の7月1日以降の設立等であっても、事業実施年度の1月10日までに位置付けられた農業参入企業であって、水田活用の直接支払交付金の申請者から事業継承を受けている場合を含む。
④ 認定新規就農者(※4)	実施年度の1月10日現在で県又は市町の認定を受けていること。
⑤ 集落営農(※5)	・原則、実施年度の6月30日までに、設立総会を行っていること。 ・ただし、実施年度の7月1日以降の設立であっても、事業実施年度の1月10日までに設立総会を行い、水田活用の直接支払交付金の申請者から事業継承を受けている場合を含む。

【定義】

※1 集落法人：農業経営の基盤となる農地の確保において、集落又は一団の農用地区域を単位に、地域の合意に基づく面的な集積を行うことで、効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人で農業経営基盤強化促進法に規定する「特定農業法人(過去に該当したものを含む。)又は人・農地プランにより「地域の中心となる経営体」として位置づけられ、将来的に地域の農地の相当部分を担うと認められる法人であること

※2 認定農業者：農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けたもの

※3 農業参入企業：(1)、(2)の要件をすべて満たすもの

(1) 認定農業者または市町から認定農業者と同等程度の支援が受けられるもの

(2) 次のいずれかの法人

ア新たに法人を設立して農業参入した場合は、農業経営を行っていない母体企業が
出資・融資、母体企業職員の役員派遣など資金的支援、人的支援等を行っている法人
であること

イ既存法人により農業参入した場合は、新たに農業経営を行う法人であること

※4 認定新規就農者：農業経営基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

※5 集落営農：複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって組織の規約及び代表者を定め、かつ、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもの

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	府中市農業再生協議会		整理番号	6		
使途名	耕畜連携助成					
対象作物	飼料用米、わら専用稲、粗飼料作物等(別表2)					
単 価	11,700円/10a (上限:13,000円/10a)					
課 題	<p>地域内の飼料作物は、地域流通や自家利用が中心であり、輸入飼料が高騰する中、地域内で耕畜連携を推進し飼料作物を生産、流通させることにより需要への安定供給体制をつくり、畜産農家のコスト削減を図る必要がある。一方、耕種農家は高齢化により労働力を多く要する作物の栽培が困難となるケースが増加しており、遊休農地の増加が懸念されている。</p> <p>このため、耕畜連携を推進し、地域内での飼料作物の確保と資源循環により水田の有効活用を図る必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	1,100a	1,100a	1,100a	1,100a
		実績	1,017a			
内 容	わら利用(わら専用品種の生産、飼料用米生産ほ場のわら収集)、資源循環(水田飼料作物由来の堆肥を飼料作物生産ほ場に2t/10a以上散布)の取組に対して面積助成					
具体的要件	別紙2のとおり					
取組の 確認方法	別紙2のとおり					
成果等の 確認方法	支払対象作物面積を水田台帳より集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

<p>別紙2</p> <p>具体的要件</p>	<p>(1) わら利用</p> <p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 <p>○助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米、わら専用稲(基幹作) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること(利用供給協定に含まれるべき事項は別表1のとおり) ・自家利用の場合は、自家利用計画を策定すること ・そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること ・刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の別紙2の第4に定める取組計画の認定を受けること(飼料用米) ・要領別紙1の第4の3に規定される飼料用米であって、同要領別紙1の第4の(1)の別表に掲げる品種及び(2)の地方農政局長の認定を受けた品種(中生新千本、ホウレイ)による取組 	<p>(2) 資源循環</p> <p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 <p>○助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料作物等(別表2のとおり)(基幹作) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること(利用供給協定に含まれるべき事項は別表1のとおり) ・当該年度における堆肥の散布の取組であること ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く)であること ・同一年度において他に水田への堆肥散布への取組による助成を受けない水田であること ・原則、堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること ・ただし、公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる ・自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の別紙2の第4に定める取組計画の認定を受けること
<p>確認方法</p>	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等により確認 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、現地確認、及び地域農業再生協議会が整備する水田台帳 <p>○助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、現地確認、新規需要米取組計画、出荷・販売を確認(確約)できる書類等 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認、作業日誌等 ・利用供給協定又は自家利用計画 ・集出荷数量報告又は実績数量報告 	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等により確認 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳等との照合により確認 <p>○対象作物、その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認、作業日誌等 ・利用供給協定により確認 ・集出荷数量報告又は実績数量報告

(別表1)飼料供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の項を記載するものとする

1 わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

2 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

(別表2)粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリッドライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、パヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注)上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る